

三重大学動物実験取扱規程

(趣旨等)

第1条 この規程は、三重大学(以下「本学」という。)における動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から適正に行うため、必要な事項を定めるものである。

2 動物実験等に関しては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)及び日本学術会議が定める「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)その他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の理念である代替法の利用(Replacement: 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、実験動物の選択(Reduction: 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)及び苦痛の軽減(Refinement: 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3Rの原則に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 施設等 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備(以下「動物実験施設」という。)及び動物実験等(48時間以内の保管を含む。)を行う動物実験室(以下「実験室」という。)をいう。

(3) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。

(4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

(5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

(6) 動物実験責任者 動物実験実施者で動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(7) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者(部局等の長、動物実験施設統括責任者など)をいう。

(8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

(9) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(10) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(11) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される実験動物の生体を用いるすべての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託先において

も、基本指針又は指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のために必要な処置を講ずるものとする。

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、動物実験の倫理に関すること、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、三重大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(動物実験計画の立案、申請、承認等)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画(変更を含む。以下同じ。)を立案し、所属する部局等の長を経て学長に申請するものとする。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から申請があった動物実験計画の審査を委員会に付議し、その結果を部局等の長を経て当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

(実験操作)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準及び指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画に記載された事項及び指針等を参考に次に掲げる事項を遵守すること。

イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学の関連規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(動物実験施設の設置)

第8条 動物実験施設を設置(変更を含む。以下同じ。)する場合は、管理者が施設等設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された動物実験施設を委員会に調査させ、承認又は非承認を決定するも

のとする。

- 3 管理者等は、動物実験施設の設置について、学長の承認を得た後でなければ、実験動物を恒常的に飼養又は保管を行うことができない。

(動物実験施設の要件)

第9条 動物実験施設は、次の各号に掲げる要件を有しなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気及び明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の設置)

第10条 動物実験施設以外において、実験動物に実験操作を行う実験室を設置(変更を含む。)する場合、管理者は、施設等設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ承認又は非承認を決定するものとする。

- 3 管理者等は、実験室の設置について、学長の承認を得た後でなければ、当該実験室での動物実験等を行うことができない。

(実験室の要件)

第11条 実験室は、次の各号に掲げる要件を有しなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

- 2 実験室の運営は、動物実験責任者が責任をもって行うものとする。

(施設等の維持管理)

第12条 管理者は、実験動物の適正な管理及び動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第13条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等廃止届を学長に届け出るものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の動物実験施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(マニュアルの作成と周知)

第14条 管理者及び実験動物管理者は、飼養、保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第15条 管理者等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第16条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行う。

- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合又はその予防のため、実験動物に必要な治療、健康管理等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存)

第20条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録並びに飼養保管した実験動物の種類及び数についての記録を保存するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第21条 動物実験責任者及び実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第22条 動物実験責任者及び実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

(危害防止)

第23条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法及び人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合の関係機関への連絡方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

3 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第24条 管理者は、地震及び火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(教育訓練の実施)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を受けなければならない。

(1) 関連法令、指針等及び本規程に関する事項

(2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4) 安全確保及び安全管理に関する事項

(5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

(自己点検・評価)

第26条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 委員会は、管理者等に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第27条 管理者は、本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

(準用)

第28条 第2条第3号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第29条 産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育又は試験研究若しくは生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 三重大学生命科学研究支援センター動物実験指針(平成16年7月14日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、既に設置されている三重大学生命科学研究支援センター動物実験施設は、第8条の規定により、学長が承認したものとみなす。

三重大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学動物実験取扱規程(以下「取扱規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、三重大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、動物実験に係る重要事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の取扱規程との適合性に関する事項
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (3) 施設等の設置申請等及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
- (5) 自己点検・評価に関する事項
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる学長が任命した委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名した者 1名
- (2) 生命科学研究支援センター長
- (3) 生命科学研究支援センター動物実験動物実験施設統括責任者
- (4) 生命科学研究支援センター機能ゲノミクス分野動物機能ゲノミクス部門の専任教員(実験動物管理者) 1名
- (5) 医学部又は医学系研究科から推薦された大学教員 2名
- (6) 生物資源学部又は生物資源学研究科から推薦された大学教員 1名
- (7) その他学長が必要と認めたる者

2 前項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画してはならない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、動物実験計画に関する審査の過程で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部研究支援チームにおいて処理する。

2 学術情報部研究支援チームは、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 三重大学生命科学研究支援センター動物実験倫理委員会規程(平成16年7月14日制定)及び三重大学生命科学研究支援センター動物実験審査等委員会規程(平成16年7月14日制定)は、廃止する。

三重大学動物実験取扱細則

(趣旨)

第1条 三重大学の動物実験の取扱に関しては、三重大学動物実験取扱規程(以下「取扱規程」という。)に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(動物実験計画の申請書類)

第2条 動物実験責任者は、取扱規程第6条第1項に基づき立案された動物実験計画について、次の各号に掲げる書類を所属する部局の長を経て学長に申請する。

- (1) 動物実験審査申請書(別紙様式第1)
- (2) 動物実験計画書(別紙様式第2)
- (3) 誓約書(別紙様式第3)

(動物実験期間)

第3条 動物実験の実施期間は、2年以内とする。

(動物実験計画の審査方法等)

第4条 三重大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)は、取扱規程第6条第2項に基づき付託された動物実験計画の審査について、動物実験審査申請書、動物実験計画書及び実験計画の内容・方法等を評価項目とした別に定める動物実験の倫理性に関する点数評価システムの総合点に基づき実施する。

(動物実験計画の変更)

第5条 動物実験責任者は、学長が承認した動物実験計画に変更が生じた場合には、動物実験計画変更申請書(別紙様式第4)を所属する部局の長を経て学長に提出しなければならない。

(審査結果の報告)

第6条 学長は、取扱規程第6条第2項に定めるところにより、委員会からの審査結果報告に基づき、審査結果通知書(別紙様式第5)により動物実験責任者に通知するものとする。

(審査状況の報告)

第7条 委員会は、学長の求めに応じ、動物実験審査の状況について報告し、その指示に従わなければならない。

(実験の差止め)

第8条 学長は、動物実験責任者が取扱規程等の定めに基づき著しく逸脱した場合及び委員会の審査結果・指示に従わない場合には、当該実験について委員会に諮り、差止めをすることができるとができる。

(実験の完了又は中止の報告)

第9条 動物実験責任者は、動物実験が完了又は中止した場合には、動物実験完了(中止)報告書(別紙様式第6)を学長に提出しなければならない。

(動物実験施設の設置申請)

第10条 取扱規程第8条に規定する動物実験施設を設置する場合の施設等設置承認申請書の様式は、別紙様式第7とする。

(実験室の設置申請)

第11条 取扱規程第10条に規定する実験室を設置する場合の施設等設置承認申請書の様式は、別紙様式第8とする。

(施設等廃止届)

第12条 取扱規程第12条に規定する施設等を廃止する場合の施設等廃止届の様式は、別紙様式第9とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式第1	動物実験審査申請書
別紙様式第2	動物実験計画書(その1)(その2)(その3)
別紙様式第3	誓約書
別紙様式第4	動物実験計画変更申請書
別紙様式第5	審査結果通知書
別紙様式第6	動物実験完了(中止)報告書
別紙様式第7	施設等(動物実験施設)設置承認申請書
別紙様式第8	施設等(実験室)設置承認申請書
別紙様式第9	施設等廃止届